

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>副主幹の職を設置に対応するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 副主幹追加 自己申告評価の被評価者に副主幹を加える。 (第5条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「及び事務長」を「、事務長及び副主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

改 正 案

（自己申告評価）

第五条 略

2～4 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

略	教頭、事務 長及び副主 幹	略	被評価者
	略		第一次評価者
			第二次評価者

現 行

（自己申告評価）

第五条 略

2～4 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

略	教頭及び事 務長	略	被評価者
	略		第一次評価者
			第二次評価者

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月 日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「及び事務長」を「事務長及び副主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。